

秋田駅西北地区
区画整理だより

Communication
第 32 号
2020年5月29日

発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)-834-2204 Fax (018)-832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.lg.jp

令和2年度事業内容と進捗状況

都市計画道路千秋山崎線の築造工事を進めます。

秋田駅西北地区	令和元年度末	令和2年度末
進捗率	約49.9%	約55.1% (見込み)

職員の紹介

4月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。

ご近所や駅東事務所で見かけたらお気軽に声をかけてください。

所 長 菅 原 寛 行	
計 画 工 事 担 当	全体事業計画および事業予算等に関する事。道路工事に関する事。 古木副参事・藤倉主査(兼務)・藤島主査・吉田主任・小玉技師・ 佐藤(剛)技師
換 地 担 当	仮換地、土地の使用および管理に関する事。 古木副参事(兼務)・川辺主席主査・三浦(正)主査・藤倉主査
補 償 担 当	建物、工作物等の補償。新築建物の手続き等に関する事。 三浦(菜)主席主査・屋代主席主査・富樫主席主査・最上技師・ 大久保技師・佐藤(学)技師・戸嶋技師・川上技師

道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら中央市民サービスセンター(電話888-5640)までご連絡ください。

ホームページについて

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/shinsei/machizukuri/1011485/1007504/index.html>

☆主な内容☆

○事業概要

○関連情報

- ・予算概要
- ・公共施設整備内容と進捗率
- ・区画整理だよりについて
- ・工事施工状況
- ・道路施工済箇所
- ・各種届出様式
- ・よく寄せられる質問・要望などについて

土地区画整理事業についてのよくある質問

Q1 地区内の土地を売買・贈与・相続したい。

A1 売買・贈与・相続を行う前に必ず駅東事務所へご相談ください。

複数の従前地を合わせて一つの仮換地となっている場合があります。（例：宅地部分と道路部分）所有者が異なると、一つの仮換地として扱えず不具合が生じます。

また、所有権移転をおこなった場合は、届出が必要となりますので駅東事務所へ連絡してください。

Q2 仮換地を分割したい。

A2 技術的な助言が必要ですので、駅東事務所へご相談ください。

仮換地を分割したい面積に応じて、従前地を分筆する必要があります。

Q3 仮換地指定通知を紛失してしまった。

A3 仮換地指定通知は再発行できません。

ただし、代わりになる証明書を申請により発行できますので駅東事務所へご相談ください。

（有料：1通300円）

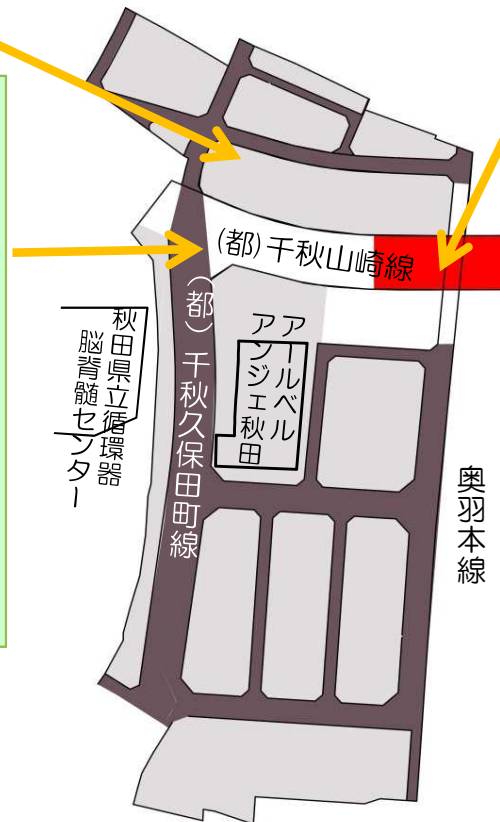
権利者以外の方の申請は委任状が必要になります。

事業の進捗状況

▶ 整備した宅地に建物が建ちました



▶ 整備した道路をみなさんに利用してもらっています



千秋山崎線築造工事について

工事概要 総延長 約470m
 (うち約90mは整備済み)
 完成予定 令和9年度
 西北地区内では今年度に立坑築造工事等を施工予定です。

▶ 千秋山崎線築造工事に着手しました。



千秋山崎線完成イメージ図



	令和2年度整備予定箇所
	過年度整備箇所